

感染症対策のための指針

エールリハビリデイサービス

1 感染症対策に関する基本的な方針

利用者に適切かつ安全で質の高い介護サービスを提供するため、施設内での平常時の感染防止の対策、および感染症発生時の対策に取り組むための基本的な指針を以下の通りに定めます。

- 1) 管理者をはじめ全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努める。
- 2) 国内や県内、地域の感染状況をよく把握し全職員が感染症に罹患しない対策を実施する。
- 3) 感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い施設内のまん延を最小限に抑える対策を実施する。
- 4) 指針や委員会での決定事項については速やかに全職員に周知徹底させる。

2 注意すべき主な感染症

高齢者介護施設において、予め対応策を検討しておくべき主な感染症として、以下のものが挙げられます。

- 1) 新型コロナウイルス
- 2) インフルエンザ
- 3) 胃腸炎ウイルス(ノロウイルス・ロタウイルス等)
- 4) 肝炎ウイルス(A型～E型)
- 5) 食中毒(黄色ブドウ球菌・O-157等)
- 6) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)
- 7) 国内でパンデミックが発生した新型ウイルス、その他の感染症

3 感染対策に関する基本方針を実施するための取り組み

- 1) 委員会を設置し、その他の会議や申し送り等にて感染症について検討し、感染症が発生しない、又は発生しても施設内にまん延しない対策を全職員が協力して実施します。
- 2) 国内や県内、地域の感染状況をよく把握し、職員一人一人が感染症に罹患しない対策を講じる。また、感染対策マニュアルに則り、平常時、感染発生初期、感染まん延の段階に応じて予防対策を実施して、利用者へ感染させないように努めます。

- 3) 職員に感染症の症状が認められた際は速やかに管理者へ報告し、感染症の疑いがある場合は出勤停止又は退勤する。また、利用者に感染症の疑いがある場合は、感染症マニュアルに則り対応を行い、他の利用者に感染がまん延しないように努めます。
- 4) 指針で記載されている事項や委員会で決定した内容については速やかに全職員に周知させる。また、感染発生やまん延の状況について委員会やその他の会議で検討しそれらの対策を速やかに全職員に伝達して実施させます。

4 感染防止対策のための委員会に関する基本方針

1. 感染防止対策委員会を設置し、委員長を管理者が務めます。
2. 委員会は年に2回以上開催し、次に掲げる事項について検討します。(緊急時は必要に応じて開催します。)
 - ・施設内における感染症の予防体制の確立に関する事。
 - ・感染予防に関する情報収集に関する事。
 - ・施設内で報告のあった感染事例の対応策に関する事。
 - ・感染予防のためのマニュアル類の整備に関する事。
 - ・職員を対象とした、感染予防研修の実施に関する事。
 - ・その他、当施設内の感染予防のために必要な事項に関する事。

5 感染防止対策のための職員に対する研修に関する基本方針

1. 感染防止対策のための基本的考え方、及び具体的対策について全職員を対象として周知徹底を図ることを目的に以下の通り研修を実施します。研修の内容は感染防止対策に関する基礎的な知識の普及と啓発をするとともに、指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。
 - (1) 定期的な研修(年2回以上)を実施する
 - (2) 新規職員採用時に必ず感染予防対策研修を実施する
 - (3) 必要に応じて個別に開催する
 - (4) 研修の開催結果、外部研修の参加実績を記録
2. 施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回以上実施します。

6 感染症発生時の対応に関する基本方針

1. 感染対策マニュアルに沿った手洗いの徹底、個人防護用具の使用といった感染対策を講じ、常に感染防止に努めます。
2. 疾患及び病態などに応じて感染経路別予防対策(接触感染、飛沫感染、空

気感染)を追加して行います。

3. 報告の義務付けられている病気が発生した場合には、速やかに行政や保健所へ報告します。
4. 特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携をとって対応します。

7 利用者に対する指針の閲覧

利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本方針をいつでも閲覧が可能な状態とします。また事業所ホームページにも公開します。

8 その他感染症防止対策の推進のために必要な基本方針

感染対策マニュアルには科学的根拠に基づいた対策を採用し、マニュアルは最新の知見に対応するように定期的に改定を行います。